

総務文教常任委員会資料

平成27年2月24日

教 育 委 員 会

目 次

【教育総務課】

「幼稚園における一時預かり事業の実施について」

- | | | |
|--------------------|----------|-----|
| 1. 事業方針について | ・・・・・・・・ | P 1 |
| 2. 事業実施案について | ・・・・・・・・ | P 1 |
| 3. 利用料金について | ・・・・・・・・ | P 1 |
| 4. 国の実施要件・利用基準（参考） | ・・・・・・・・ | P 2 |
| 5. 近隣市の状況 | ・・・・・・・・ | P 3 |

【図書館】

「雑誌スポンサー制度の導入について」

- | | | |
|--------------------|----------|-----|
| 1. 雑誌スポンサー制度とは | ・・・・・・・・ | P 4 |
| 2. 雑誌スポンサー募集について | ・・・・・・・・ | P 4 |
| 3. 申し込みから広告掲載までの流れ | ・・・・・・・・ | P 5 |

幼稚園における一時預かり事業の実施について

1. 事業方針について

加東市では、幼稚園より保育園の数が圧倒的に多く、就学前児童のほとんどが保育園を利用している状況であるため、預かり保育については、保育園で対応しているのが現状である。しかし、幼稚園の保護者からは、幼稚園での預かり保育を希望する声が挙がってきており、希望内容は、保護者の通院や冠婚葬祭、家族の検診等、突発的な理由によるものとなっている。

国において、子ども子育て新制度の中で、「一時預かり事業(幼稚園型)」が制度化されたため、加東市でも国が示す「一時預かり事業(幼稚園型)」の制度にのっとり、保護者のニーズに応じた預かり保育を実施する。

2. 事業実施案について

《事業実施内容案》

項目	実施内容
事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
事業概要	園児を対象に保護者の通院・冠婚葬祭等の特別な理由がある場合に限り教育時間終了後に預かり保育を実施 (国の制度に比べ、理由が限定的)
実施場所	各幼稚園 保育室
対象児童	在籍園児
職員体制	アルバイト常勤職員・幼稚園教諭(職員) 新たな職員は配置しない
利用料金	1日 400円(国の利用基準と同額)
利用時間	教育時間終了後(14:30)～16:00
年間事業量(推計)	利用日数40日

3. 利用料金について

■利用料金については、国の利用基準である1日あたり400円とする。

4. 国の実施要件・利用基準（参考）

《国の実施要件》

項目	実施要件等
事業名	一時預かり事業(幼稚園型)
事業概要	幼稚園等が主に園児を対象に行う事業
実施主体	市町村
実施場所	幼稚園又は認定こども園
対象児童	在籍園児（教育標準時間認定（1号認定）の子ども） 園児以外の子どもの一時的預かりも併せて実施可
職員数	3歳児 20：1 ・ 4歳児以上 30：1 2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は1人で可。※担当職員は常勤・非常勤を問わない。
職員の資格	保育士又は幼稚園教諭（3歳以上児に限る）
設備・面積 (保育室等)	認可保育所と同じ 2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ※通常の教育標準時間終了後等の保育室又は遊戯室で可。

《国の利用基準》

項目	1日当たりの単価
通常	400円（4時間まで）
加算	100円（4時間を超える分について）
休日	800円（土・日曜・祝日及び長期休暇）

5. 近隣市の状況（別紙のとおり）

幼稚園一時預かり事業の実施について(近隣市)

	三木市	加西市	小野市	西脇市	加東市
実施の有無	実施していない	実施している	実施していない	実施している	実施していない H27年度以降実施予定
利用料金		平日(日額) 400円 休園する日 800円 おやつ代 100円 (平日・休園日とも徴収) 給食代 200円(弁当持参可)		平日(月額) 7,000円 長期休暇・代休 13,000円 おやつ代 500円 【突発的な場合】 平日(日額) 500円 長期休暇・代休(日額) 1,000円	平日(日額) 400円
利用時間		平日・・・14:00～18:00 休園する日・・・8:30～18:00		平日・・・14:00～18:00 長期休暇・代休・・・8:30～18:00 (突発的な場合受け入れ可)	平日・・・14:30～16:00
職員配置		預かり専用の臨時職員を園児数に応じて配置。 (幼保一体型のため、保育利用者と一緒に保育するが、14:00からは、預かり専用臨時職員を配置している)		指導員(非常勤アルバイト) 預かり保育のある日のみ勤務	幼稚園職員とアルバイト職員で対応(幼稚園教諭免許有り)
手続き		申請書を園に提出 添付書類は検討中(勤務証明書等)		申請書を園に提出 → 教育委員会勤務証明書等を添付	事前に申請書を園に提出
その他		在園児の半数が利用している。	需要なし (必要な方は保育園を利用) 園庭開放事業のみ実施	市内ほとんどの5歳児が幼稚園を利用しているため、一時預かりも利用者が多い。	16:00まで園庭開放有り

雑誌スポンサー制度の導入について

1. 雑誌スポンサー制度とは

この制度は、事業者が雑誌購入費用を負担するスポンサーになっていただき、その代わりに最新号の雑誌カバーにスポンサーの広告を掲載し、図書館内の閲覧に供するものです。雑誌の最新号は館内閲覧のみのため、広告は多くの来館者の目に留まり、広告内容を広く周知することができます。

図書館では、この制度により雑誌の充実を図り、図書館の活性化につなげていきます。

2. 雑誌スポンサー募集について

実施要綱及び募集要項を作成し、それにより募集します。

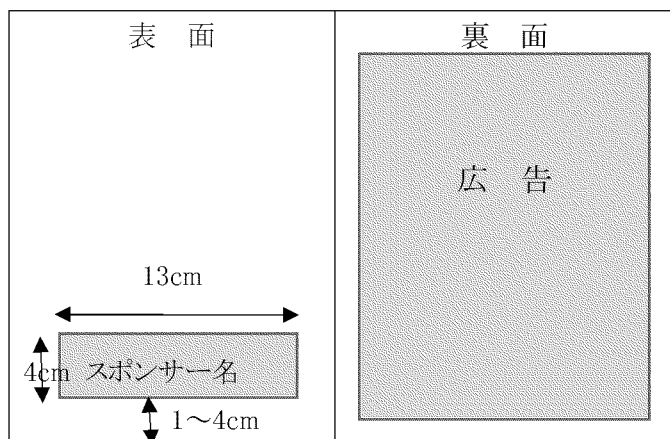
※雑誌スポンサーは、加東市ホームページで名称を掲載する予定です。

◇提供雑誌等 図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定。

◇広告の掲載 広告は最新号カバーに表示する。広告内容は雑誌スポンサーが作成し、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。広告の規格及び位置等は表のとおり。

区 分		規 格
表 面	ラベルの大きさ	縦4cm、横13cm以内
	ラベルの色	地色は白、文字は黒を基本とする。
	添付位置	透明カバー底面より1～4cm上部中央(雑誌の大きさ等により調整)
裏面		雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA4版以下とする(雑誌の大きさ等により調整)。

最新号カバー(透明)



◇募集対象 法人、団体及び個人の事業者

◇募集期間 平成27年3月1日から随時

◇提供雑誌の納品 提供雑誌を、本市の指定する図書館指定納品業者から購入し、配架する図書館に納品。購入費用は一括前払い(図書館指定納品業者に直接支払うこととし、振込み手数料が発生する場合は、雑誌スポンサーの負担)。雑

誌スポンサーの提供した雑誌の所有権は図書館に帰属します。

- ◇広告の期間 原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は、雑誌提供を開始した月から当該年度の3月31日まで。ただし、期間満了の3か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。翌年度以降も引き続き雑誌スポンサーとなる場合には、当該年度当初に、1年間分の購入費用（年間購読料）を、一括前払いにより図書館指定納品業者に支払うものとします。
- ◇申込方法 雑誌スポンサー申込書に必要事項を記入し、広告原稿案等必要書類を添えて中央図書館へ提出（郵送又は持参）
- ◇周知の方法
 - ・市の媒体・・・広報かとう・加東市ホームページ・ケーブルテレビに募集の掲載、募集要項を図書館等の公共施設に設置
 - ・定例記者懇談会において、情報提供
 - ・市内事業所等へ情報提供（地域振興課、商工会等へ協力依頼し、説明の場を提供してもらう）

3. 申し込みから広告掲載までの流れ

